○総務省告示第十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の固定資産税から適用する。

平成三十年一月十八日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶			一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶		
船舶番号	船舶名	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	船舶番号	船舶名	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［削る］			（　1）　132881	アヴローラおくしり	北海道知事
（　5）　132882	第十五榮吉丸	北海道知事	（　5）　132882	第十五榮吉丸	同
（　5）の２　142877	カランセ奥尻	同	［新設］		
［（　6）～（　65）の４　略］			［（　6）～（　65）の４　同左］		
（　65）の５　290―65030	かぐら	同	［新設］		
（　65）の６　296―16532	かがやき３号	同	［新設］		
［（　67）～（ 100）の３　略］			［（　67）～（ 100）の３　同左］		
（ 100）の４　142912	しようどしま丸	同	［新設］		
（ 100）の５　143068	スーパーマリン	同	［新設］		
［（ 102）～（ 141）　略］			［（ 102）～（ 141）　同左］		
（ 141）の２　243―40785	なんきゅう１０号	鹿児島県知事	［新設］		
（ 142）　119990	トッピー７	同	（ 142）　119990	トッピー７	鹿児島県知事
［（ 143）～（ 164）　略］			［（ 143）～（ 164）　同左］		
（ 164）の２　290―64825	ゆいまる	同	［新設］		
［（ 165）～（ 204）の２　略］			［（ 165）～（ 204）の２　同左］		
（ 204）の３　135491	ぱいじま２	同	［新設］		
［（ 206）～（ 217）　略］			［（ 206）～（ 217）　同左］		
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶			二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する船舶 次の船舶		
船舶番号	船舶名		船舶番号	船舶名	
［（　1）～（ 106）　略］			［（　1）～（ 106）　同左］		
［削る］			（ 107）　128510	さんふらわあ　ふらの	
［削る］			（ 108）　128514	びなす	
［（ 109）　略］			［（ 109）　同左］		